

令和2年2月17日

於 教育委員会室

令和2年2月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

令和2年2月大和市教育委員会定例会

○令和2年2月17日（月曜日）

○出席委員（5名）

1番	教育長職務代理者	青 蔭 文 雄
2番	委 員	小 松 俊 子
3番	委 員	森 園 廣 子
4番	委 員	前 田 良 行
5番	教 育 長	柿 本 隆 夫

○事務局出席者

教 育 部 長	佐 藤 健 二	こ ども 部 長	樋 田 久 美 子
文 化 ス ポ ー ツ 部 長	小 林 心	教 育 総 務 課 長	馬 場 誠 一
学 校 教 育 課 長	溝 口 広 幸	保 健 給 食 課 長	遠 藤 隆 久
指 導 室 長	板 坂 和 明	教 育 研 究 所 長	中 村 美 紀
青 少 年 相 談 室 長	新 井 隆	こ ども ・ 青 少 年 課 長	徳 永 英 和
図 書 ・ 学 び 交 流 課 長	中 丸 信 孝	ス ポ ー ツ 課 長	鈴 木 雅 和

○書 記

教 育 総 務 課 政 策 調 整 係 長	金 子 純 一 郎	教 育 総 務 課 政 策 調 整 係 主 査	川 井 克 己
-----------------------	-----------	-------------------------	---------

○日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前回会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事
  - 日程第 1（議案第 2号）大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正案に関する意見聴取について（回答）
  - 日程第 2（議案第 3号）地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う関係規則の整備に関する規則について
  - 日程第 3（議案第 4号）大和市教育行政協力員制度実施要綱について
  - 日程第 4（議案第 5号）大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する

- 日程第 5 (議案第 6号) 大和市教育局が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱の一部を改正する要綱について
- 日程第 6 (議案第 7号) 大和市青少年相談室補導規程について
- 日程第 7 (議案第 8号) 令和元年度大和市教育局補正予算案について
- 日程第 8 (議案第 9号) 令和2年度大和市教育局当初予算案について
- 日程第 9 (議案第 10号) 県費負担教職員の管理職人事について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

開会 午前10時00分

○柿本  
教育長

ただいまから教育委員会2月定例会を開会いたします。

会議時間は正午までとします。

今回の署名委員は、1番、青蔭委員、2番、小松委員をお願いいたします。

続きまして、私からの報告をさせていただきます。

初めに前月定例会以降の動きについてご報告します。

1月30日には県央教育事務所管内教育長会議が行われました。内容といたしましては、県教職員の不祥事防止、令和2年度の教職員配置予定などが議題となりました。

31日には大和市条例表彰が行われ、出席いたしました。大和市の市政発展に寄与された方々に送られる表彰です。今年は功績表彰でお二人、一般表彰で30の方が表彰されました。森園教育委員も多年にわたる活動が評価され、ご受賞をなされました。おめでとうございます。

2月1日にはシリウス来館者数1,000万人記念イベントが開催され、記念講演では東京大学の本郷和人先生に「歴史資料はこう読む！」をテーマにお話しいただきました。そして、第3部では大和東高校と光丘中学校の吹奏楽演奏がございました。

4日には、学校訪問で小学校4校を回らせていただきました。学力向上の取組では、今年度より教育委員会が実施している学習理解度調査の結果をそれぞれの学校で分析して取組に役立てようとしていることが大きく変わったように思いました。また、小学校の不登校や登校渋りの背景にある家庭の事情に関しても意見交換の際の大きな柱となりました。

7日には、大和市学校保健研究協議会が行われ、挨拶の中でゲーム依存に触れさせていただきました。それぞれの学校現場で実態の把握・啓発に努めていただくようお願いいたしました。

11日には、大和市スポーツ人の集いに出席させていただきました。今年は功労表彰7名、成績表彰12名と7団体が表彰されました。第2部の講演の今年の講師は元プロ野球選手の笹篠賢治氏でございました。

15日には、大和市防火・防災講演会の一部で、大和市防火ポスターの表彰も行われました。市長表彰の2名をはじめ、全員で14名の子供が表彰されました。また、2部の講演会では、災害伝承10年プロジェクトの語り部である武蔵野美和さんの話をお聞きしました。

昨日16日日曜日には、大和商工会議所青年部創立50周年記念大会

が催され、記念式典に出席させていただきました。

次に、次月定例会までの予定でございます。

2月24日月曜日には、大和市教育委員会表彰式を予定しております。

また、3月11日には中学校、19日には小学校の卒業式を予定しております。

そして、3月25日には、総合教育会議も予定されており、教育委員の皆様のご参加をよろしくお願いいたします。

最後に、大和市議会令和2年第1回定例会の日程をお伝えします。

会期は2月26日から3月24日、一般質問は2月16日から18日の3日間、文京市民経済常任委員会は3月2日の予定となっております。

以上で、私からの報告を終わらせていただきます。

ただいまの報告に関しまして、質疑、補足等ございましたら、委員の皆様からよろしくお願いいたします。

前田委員、よろしくお願いいたします。

○前田委員 2月4日に学校訪問で、小学校4校に行ってきました。学力向上の取組、それからいじめの解消、不登校児童の支援等について、各学校で丁寧に対応していると感じました。特に学力向上では、教育長からも話があったのですが、市で行っている学習理解度調査を行って、分析して、学力向上に向けて取り組んでいることがよく分かりました。

以上です。

○森園委員 2月1日の文化ホールで行われました、1,000万人記念イベントに出席させていただきました。

本郷先生のお話、古文書の由来について、古文書の是非についてというお話で、さすがに東京大学の史料編纂所でお勤めしている先生のお話だと思って、とても興味深く聞かせていただきました。1,000万人記念イベントに対して、やはりふさわしい講師の先生だと思ってお聞きしました。その後の子供たちの吹奏楽、これも本当に若い子供たちに希望を持たせ、また私たちにも希望を感じるような演奏が聴かれてよかったと思いました。

次に、学校訪問、2月4日でございます。今、前田委員、教育長もおっしゃったように、本当にきめ細かな学力に対しての対応はなされていると感じました。ただし、基礎に関する部分と応用に対する部分に対して、ワンステップ上の指導に関しては、まだいろいろ課題があると、これはいつもいつも問題になっているので、とても大変な課題だと思っ

ております。

それと、働き方改革で学校の先生方にも問われておりますが、いつも思うのですけれども、これに力を入れる、先生方に求めるポイントが2、3年で変わっていく。せっかくそれをマスターしたのに、また変わっていくというのをちょっと感じまして、先生方もそれに対応していくのは大変だろうと感じました。

寺子屋については、非常に今、大和市の教育委員会が、力を入れておりまして、学力向上の部分でこれが一つのポイントになるということでございますが、参加率の少なさ、そんなに少なくはないのかもしれませんが、やはりその辺の部分のをこれからの課題の一つかと思われま

以上でございます。

○小 松 私いろいろ出席させていただいた中で、学校訪問についてお話しさ  
委 員 せていただきたいと思

まず、学力の向上に関しましては、先ほどからほかの委員も教育長もおっしゃっていましたが、今までは、その学状の結果を基にということでお話が、まず第1段階はそこだとは思っているのですけれども、学状はやっぱり限られた学年ということもございますので、一歩踏み込んだところで、大和市の学習理解度調査ということで、今回初めて行われまして、その結果をちゃんともう紙で出してくださった学校もあるのですけれども、そうじゃないところもしっかりとちゃんと、結果に関しましてはもう分析のところまで進められていて、何が、じゃ、今足りないのかということまで2月の初めの時点で出されていたということは、やっぱりそれぞれの学校、先生方熱心に取り組んでくださっているのだと分かりました。

それを基に、ぜひお願いしたいのは、その年度の子供たちの弱い部分、苦手な部分がしっかりと見えてきているところもあると思いますので、ぜひ、そこは、年度内にクリアできるのが一番ですけれども、しっかりとその力をつけて、次の年につないでいていただきたいたと学校にもお話しさせていただきましたし、そのための調査だと思

ただ、今回、もうこの短期間の中でちゃんと先生方が結果を示してくださったということは非常に活用していただいているということで、うれしく思いながら、お話聞かせていただきました。

あと、テーマの1つの中に、英語教育も出てきていたのですけれども、大和市は早い時点で英語教育を見据えながらいろいろな手立てを打ってきましたので、学校の現場の先生方の中には指導するという

関しては、それほど大きな不安を抱えていないというのが分かりました。ただ、一方で、今度は、評価が入ってきます。評価しなければいけない、その評価はどうしていったらいいのかという不安はどここの学校も抱えていて、今回、お伺いした4校のどこもが不安を抱えているのが見えてきましたので、その部分がこれからちょっと話を進めていかなければならない、課題になってくると感じました。

あと、いじめと不登校もテーマの1つになっておりました。教育委員会の中でも低年齢化が一つ話題にはなってきましたけれども、やはり現状を見ますと、早い時期からの不登校も、いじめももう低学年のうちからという傾向が出てきていますので、その対策はこれからどうしていったら、ただ、やっぱりもうどここの学校回っていても、これはなかなか叶うことではないのですけれども、いじめ・不登校に限らず、いろんな学校の今、状況を踏まえている中で感じたのは、先ほど来、先生の働き方改革っていうのも出ていましたけれども、すごく感じたのは、やっぱり人手なのです。そこが本当は一番何とかクリアしていかなければいけないところではあるのに、なかなか私たちのところでもクリアすることができない現状で、何とかそれでも少しでも現場の先生方の、あと子供たちにとっていいものということで、厳しい条件の中で考えていかなければいけないところであるのですけれども、本当に現実問題として、人が、もう少し先生の数がもう少し増えれば、もしかしたら解決できるのではないかという状況がかなり見え隠れしているので、歯がゆさを感じながらの学校訪問でした。

以上です。

○青 蔭 重複になって恐縮でございますが、学校訪問させていただきまして、各委員がこうして言うとおりに、ただ、毎回思いますが、学校間格差がございまして、一つの取組についても事細かにご説明いただく学校とそうではない学校がございまして、ぜひ、この辺のところも統一をしていただきたいと思います。

それから、いじめ・不登校の問題が出ていますが、教育委員の訪問のときに、決して私たちは世間に対して自分の意見を申すことはできませんので、ぜひ非公開でも、あるいはまた文書をお戻しいたしますから、もう少し具体例をもって、何ゆえにこれが起きて、それから、どういう原因でこうなった、その後どうしているという、この辺ももう少し具体的にお話をなさっていただきたい。その初動がどういうふうにしたのかというところをもう少し精査をしていかないと、今、小松委員がおっしゃいましたが、この課題を設置いたしまして、多年にわたって各委員が

変わってもこれをずっとやってきたのですが、この数が減るということ  
はなかったのです。むしろ増加をしている。これはもちろん社会的な不  
安だとか社会情勢も鑑みてみますと、ここの大和市だけでなく、他  
市、他県でも多く叫んでいますので、もう少し何か、一例でも結構です  
から、この生徒がどこからなって、先生方はこうした、学校がこうし  
た、地域としてどう関係したのかというところを、一例をもってでも結  
構ですから、書類は置いてまいりますので、ぜひ、私たちから一切外に  
出ませんので、どうかそういう対応をしていただきたいと思いますと思っ  
ております。

それから学業の問題ですが、これは家庭の大きな差が出まして、家庭  
環境によって子供の成績が大きく左右されるということを感じておりま  
す。たまたま私学に行っている家庭を見ることもあるのですが、あまり  
にもその家庭の差異があつて、これをもって全てをはかるということ  
はまことにかわいそうだと思います。本当に恵まれている家庭は、3歳に  
して家庭教師をつけ、小学校へ上がってくるまでにはもうほとんどの英  
語、語彙を覚え、単語を覚えてくるわけで、この児童と、それから同じ  
大和市で住んでいても、アルファベットを小学校に入って初めて見たと  
いう児童と、この差異を見ますと、この学校の教育の均一化というこ  
とを随分長く叫んできたんですが、大変、教育委員として多年にわたつて  
ここに座らせていただいておりますが、その差異が縮まらないことにつ  
いて本当に申し訳ないということ常々思っておりまして、どうかこの差  
異を少しでも、少しでも縮めるように、学校の先生並びに、もし私  
たちにできることがあれば何か学校からもぜひおっしゃっていただ  
ければうれしく思います。

以上でございます。

○柿 本  
教育長

ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

ほかにならなければ、ただいまの報告に対する質疑を終了させて  
いただきます。

#### ◎議 事

○柿 本  
教育長

それでは、議事に入ります。

日程第1（議案第2号）「大和市教育に関する事務の職務権限の特例  
に関する条例の一部改正案に関する意見聴取について（回答）」を議題  
といたします。

細部説明を求めます。

馬場教育総務課長。

○馬場  
教育総務  
課長

それでは、議案第2号のご説明をいたします。

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正案に関する条例案の意見聴取について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条及び29条の規定により、ご審議いただきたく提案するものでございます。

まず、今回の協議につきまして、順を追って確認をさせていただきます。

7ページからご覧ください。

12月定例会でご審議いただきました教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務について、教育委員会から市長部局に移管することに関する条例の一部改正につきまして、市長から教育委員会への意見聴取を求める12月24日付の協議文書でございます。

続いて、5ページをご覧ください。

5ページは、教育委員会から大和市社会教育委員会議への諮問に対する教育委員会への条例の一部改正について適当と認めます、との旨の1月15日付の答申でございます。

1ページでございます。

1ページは、市長から教育委員会への意見聴取に対する回答案でございます。読み上げさせていただきます。

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正案に関する意見聴取について（回答）。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見聴取された上記の件について、条例の一部改正に同意します。

こちらが教育委員会の市長に対する意見案でございます。

3ページをご覧ください。

3ページは、市議会議長宛てに提出する案として作成しております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条では、議会は当該条例の議決をする前に教育委員会の意見を聞かなければならない旨が定められております。制度上、必ず聞かれるものでございますので、あらかじめ市長への意見と併せて、定例会でご審議いただきたいと思っております。

説明は以上となります。

○柿本  
教育長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたらお願い致します。

青蔭委員、お願いいたします。

○青 蔭 委員 この件につきましては、委員ともども承知しておりますので、異議なしということによろしいかと思えます。

○柿 本 教育長 ありがとうございます。

ほかはないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第2号は可決いたしました。

続きまして、日程第2(議案第3号)から日程第4(議案第5号)につきましては、関連がございますので、一括して審議し、採決いたします。

それでは、日程第2(議案第3号)「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う関係規則の整備に関する規則」について、日程第3(議案第4号)「大和市教育行政協力員制度実施要綱について」、日程第4(議案第5号)「大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

馬場教育総務課長。

○馬 場 教育総務課 長 議案第3号から第5号は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正を受け、所要の改正を行うものでございます。

一括してご説明をさせていただきます。

議案第3号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う関係規則の整備に関する規則についてご審議いただきたく、提案するものでございます。

議案第3号の3ページをお開きください。

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の新旧対照表でございます。左側が改正案、右側が現行の規則でございます。右側の現行の規則をご覧いただくと、一番上に職名、通学指導員とございます。通学指導員は、今後、会計年度任用職員として位置づけられることとなりますので、左側の改正案では、非常勤特別職から通学指導員は削られております。

続いて、右側の現行規則をご覧ください。

略の後に大和市立小中学校結核対策委員とございますが、7名の委員のうち、医師会代表の医師と学校嘱託医の代表の2人を非常勤特別職として委嘱することから、左側の改正案では定数が2人となっております。

す。

以下、右側の現行規則を上から順にご覧ください。

特別教育相談員、英語指導助手は会計年度任用職員、外国人児童生徒教育相談員は謝礼対応となり、改正案の非常勤特別職から削られております。

4ページをご覧ください。

右側にございます、放課後寺子屋やまとコーディネーターは会計年度任用職員となるため、改正案からは削られております。同じく右側の教育研究所職員の2段に分かれたうちの上段でございます。指導担当員は、左側の改正案では教育研究所指導担当員と名称を改めまして、引き続き非常勤特別職として委嘱いたします。教育研究所職員の下段、教育史担当員から、5ページから6ページにまたがりますスクールソーシャルワーカーまで、いずれも会計年度任用職員であり、改正案から削られております。

続いて、7ページをご覧ください。

大和市青少年相談室設置条例施行規則の新旧対照表でございます。

青少年相談員が謝礼対応となり、非常勤特別職から削られることに合わせ、所要の改正を行うものでございます。第4条中第2項に「指導主事は指導主事業務に従事する」と規定します。これは、指導主事の業務が規則上位置づけられていなかったことによる改正でございます。また、第5条に青少年相談室の職員の遵守事項を規定いたしました。

続いて、8ページをご覧ください。

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の新旧対照表でございます。

こちらは、他の規則改正に合わせ、文言の整理をするものでございます。現行の第3条第3項臨時又は非常勤の職員の任免、委嘱及び解嘱に関すること、を臨時的任用職員及び非常勤職員の任免並びに非常勤特別職員の委嘱及び解嘱に関すること、に改めるものでございます。

1ページにお戻りください。

一番下でございます。第4条は、大和市青少年指導員に関する規定でございます。青少年指導員は謝礼対応となり、非常勤特別職から議案第4号でご審議いただく教育行政協力員という位置づけとしたいことから、青少年指導員に関する規則を廃止するものでございます。

以上が議案第3号の説明でございます。

引き続きまして、議案第4号をご説明いたします。

大和市教育行政協力員制度実施要綱について、ご審議いただきたく提

案するものでございます。

今回の改正により、謝礼対応となった職名が3つございます。青少年指導員、外国人児童生徒教育相談員、青少年相談員でございます。これらを教育行政協力員と位置づけ、目的や協力事項を定め、制度化を行うものでございます。

第1条は趣旨を定めており、この要綱は、市民の協力を得て、市教育行政の民主的かつ効率的な運営を図るため、教育行政協力員制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとするとしております。

第2条は、教育行政協力員について、教育行政協力員は大和市教育委員会が依頼する市教育行政に係る各種事項に協力するものとしており、第2項で教育行政協力員の種類、目的及び主な協力事項は別表のとおりとするとし、別表で外国人児童生徒教育相談員、青少年相談員、青少年指導員の種類、目的及び主な協力事項を定めております。

第3条は、教育行政協力員は、地方公務員としての身分を有しないとして、公務員の身分を有しないことを明記してしております。

第4条では、この要綱に定めるもののほか、教育行政協力員について必要な事項は、教育長が別に定めると委任の規定をしてしております。

また、附則で、非常勤特別職から教育行政協力員となる青少年相談員等について規定した青少年相談室規程を廃止してしております。

以上が、大和市教育行政協力員制度実施要綱の説明でございます。

引き続きまして、議案第5号を説明いたします。

大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について、ご審議いただきたく提案するものでございます。

2ページの新旧対照表をご覧ください。

左側が改正案、右側が現行の規程でございます。決裁事項の中段に任免とございます。教育長の決裁欄をご覧くださいますと、現行規程では非常勤特別職の職員の任免とございます。改正案ではこれを非常勤特別職の職員の委嘱及び解嘱と改めるものでございます。さらに、課長決裁欄に予算の範囲内の非常勤職員の任免とございますものを、部長決裁へと改めます。これは市長部局の職務権限規程と整合性を図るものでございます。

次に、決裁事項の服務でございます。略の後に営利企業への従事等の許可とございます。現行規程の部長決裁欄を見ますと、臨時的任用職員及び非常勤職員となっております。改正案では、非常勤職員の部分を再任用短時間職員及び任期付き短時間勤務職員と改めるものでございます。これは、会計年度任用職員に営利企業への従事が制限されていない

ことによる改正でございます。

以上が、第3号から第5号までの説明でございます。

○柿本  
教育長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

青蔭委員、お願いいたします。

○青蔭  
委員

いずれも第3号、第4号、第5号の議案全て、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い必要なものでございますので、よろしいかと思えます。

○柿本  
教育長

ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ほかにならなければ、質疑を終結いたします。

これより議案第3号から第5号までについて採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第3号、第4号、第5号は可決いたしました。

続いて、日程第5(議案第6号)「大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱の一部を改正する要綱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

馬場教育総務課長。

○馬場  
教育総務  
課長

議案第6号を説明いたします。

大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱の一部を改正する要綱について、ご審議いただきたく提案するものでございます。

2ページの新旧対照表をご覧ください。

左側が改正案、右側が現行の要綱でございます。

右側の現行の要綱をご覧ください。

第1条、2行目の中ほどの点以下、大和市教育委員会が所掌する事項とございます。改正案では、所掌する事項の次に括弧書きで、「大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成21年大和市教育委員会規則第5号)第2条第1項の規定により、補助執行させるものを除く」を加えるものでございます。

補助執行に係る補助金交付の事務につきましては、市長部局で行うことを明記したものでございます。現状もこのとおり事務が行われている

ところではありますが、業務の分担を分かりやすくするための改正でございます。

次に、別表の改正でございます。補助事業に大和市青少年相談員連絡協議会運営費補助金交付事業を追加するものでございます。こちらにつきましては、教育委員会において行うべき事業が、市長部局に規定されていたことを改める改正でございます。

説明は以上でございます。

○柿本  
教育長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

青蔭委員、お願いいたします。

○青蔭  
委員

第6号も全て補助金交付に関する要綱について、必要な一部改正でございますので、異議はないと思います。

○柿本  
教育長

ありがとうございます。

ほかの委員も、皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ほかはないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第6号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第6号は可決いたしました。

続いて、日程第6(議案第7号)「大和市青少年相談室補導規程について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

新井青少年相談室長。

○新井  
青少年  
相談室長

それでは、議案第7号についてご説明いたします。

大和市青少年相談室補導規程についてご審議いただきたく、ご提案するものでございます。

1ページ目、大和市青少年相談室補導規程でございます。

第1条は、この訓令の趣旨で、大和市青少年相談室設置条例施行規則第6条の規定に基づき、大和市青少年相談室が行う補導に関し、必要な事項を定めたものでございます。

第2条は、職員の補導上の心得を定めたものでございます。

第3条は、補導の重点についてで、少年警察活動規則第2条第5号から第8号までに掲げる少年を早期に発見するために、自己又は他人の徳性を害する少年の行為に着目し、かつ、街頭を重点として行うものを定めたものでございます。

第4条は、街頭補導について規定したもので、街頭で補導対象少年を発見したときは、氏名、年齢などを質問し、適切な注意又は助言を与えること、補導票を作成するなどのほか、街頭補導を行う場合の留意事項を定めたものでございます。

第5条は、継続補導についてのもので、(1)から(3)までに掲げる補導対象少年であって、相談室の室長が特に必要があると認めた者については、健全な育成のために適切な措置を行うことを定めたものでございます。

第6条は、青少年街頭指導員の配置について定めたものでございます。

第7条は、様式について、第8条は委任について定めたものでございます。

説明は以上になります。

○柿本  
教育長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

青蔭委員、お願いいたします。

○青蔭  
委員

この7号も青少年相談室の補導につきまして、より明確により細分化いたしまして、職員の方々が気持ちよく補導に推進していただけるかと思いますので、異議はございません。

○柿本  
教育長

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第7号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第7号は可決いたしました。

続いて、日程第7(議案第8号)「令和元年度大和市教育費補正予算案について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

馬場教育総務課長。

○馬場  
教育総務  
課長

議案第8号をご説明いたします。

令和元年度大和市教育費補正予算案に関する地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見につきましてご審議願いたく、ご提案するものでございます。

まず、歳出からご説明いたします。

1ページをご覧ください。

教育総務費につきまして、補正前の予算額は15億3,215万9,000円でございます。補正額は1,479万6,000円の減額となり、補正後の予算額は15億1,736万3,000円となります。内訳につきましては、教育指導費のうち、教育用コンピュータ整備事業について1,479万6,000円の減額補正となり、補正後の予算額につきましては3億1,081万5,000円となります。こちらは事業費確定に伴う減額補正でございます、入札における落札残を減額するものでございます。

次に、小学校費につきまして、補正前の予算額は33億9,631万4,000円、補正額は1億7,310万4,000円の増額となり、補正後の予算額は35億6,941万8,000円でございます。内訳につきましては2つございます。

1つ目、学校管理費のうち小学校施設維持管理事業でございます。補正額は1,690万4,000円の増額、補正後の予算額は4億3,970万6,000円でございます。こちらは、残暑の影響により、空調機器の使用期間が増加したことによる光熱水費の増額補正となります。

2つ目、学校建設費のうち小学校大規模改修事業でございます。補正額は1億5,620万円の増額、補正後の予算額は3億2,317万5,000円となります。こちらは、学校環境改善交付金の追加交付に伴い、令和2年度事業として予定しておりました改修事業を前倒しして実施するための増額補正となります。工事の内容は雨漏り対策のための外壁塗装工事、体育館屋根改修工事等でございます。

最後に、中学校費につきまして、補正前の予算額は6億3,245万9,000円、補正額は8,034万8,000円の増額、補正後の予算額は7億1,280万7,000円となります。内訳につきましては、こちらも2つございます。

1つ目は、学校管理費のうち中学校施設維持管理事業でございます。補正額は748万4,000円の増額、補正後の予算額は2億3,899万8,000円となります。こちらも小学校費同様、光熱水費の増額補正でございます。

2つ目は、学校建設費のうち中学校大規模改修事業でございます。補正額は7,286万4,000円の増額、補正後の予算額は1億771万2,000円となります。こちらも同様に、交付金の追加交付に伴い、令和2年度事業として予定していた改修工事を前倒しして実施するための増額補正となります。工事の内容は、体育館屋根改修工事等ご

ございます。

続いて、歳入でございます。

学校施設環境改善交付金、補正前の予算額は1億683万6,000円、補正額は4,155万6,000円、補正後予算額は1億4,839万2,000円となります。内訳は、小学校学校施設環境改善交付金及び中学校学校施設環境改善交付金であり、補正額はそれぞれ、2,966万4,000円、1,189万2,000円であり、いずれもそれぞれの大規模改修事業に充当いたします。

次に、教育債でございます。補正前の予算額は17億7,990万円、補正額は1億4,480万円、補正後の予算額は19億2,470万円となります。内訳は、小学校大規模改修事業債、9,840万円、中学校大規模改修事業債、4,640万円であり、こちらもそれぞれの大規模改修事業に充当いたします。

続いて、繰越明許でございます。令和元年度2月補正に計上いたします小中学校の大規模改修事業でございますが、今年度中に実施することが困難なことから、令和2年度に繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。

○柿本

細部説明が終わりました。

教育長

質疑、ご意見等ございましたら、委員の皆様からお願いいたします。

○青蔭

きちんと整理されておりますので、このとおりにさせていただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員

○柿本

ありがとうございます。

教育長

ほかの委員もよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第8号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第8号は可決いたしました。

続いて、日程第8(議案第9号)「令和2年度大和市教育費当初予算案について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

馬場教育総務課長。

○馬場

議案第9号をご説明いたします。

教育総務

令和2年度大和市教育費予算案に関する地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見の申出についてご審議いただ

課長

きたく、提案するものでございます。

1 ページ目 (1) 令和 2 年度一般会計当初予算総括表でございます。

一般会計の当初予算額は 780 億 9,000 万円となっており、平成 2 年度当初予算額と比べ、6 億 5,000 万円の増額であり、対前年度の伸び率は 0.84% となっております。そのうち、教育費につきましては、当初予算額は 72 億 790 万 1,000 円と、前年度予算と比べまして、16 億 5,322 万 3,000 円の減少となっております。対前年度伸び率はマイナス 18.66% でございます。前年度と比べまして大きく減少しておりますが、大規模改修工事の内容による違いでございます。円グラフにつきましては、一般会計に占めます教育費の割合を示すもので、9.23% となっております。

(2) は、一般会計と教育費の推移でございます。

一般会計の伸びにつきましては、0.84% の増加であり、右肩上がりの傾向となっております。教育費につきましては、先ほど申し上げたとおり、北大和小、大野原小と 2 つの大規模改修のあった平成 31 年度が大きく突出していることが分かります。

2 ページ以降ご覧ください。

2 ページ目から 11 ページまでが歳出、12 ページ目から 14 ページまでが歳入、15 ページは債務負担行為、16 ページは継続費となります。順を追ってご説明いたします。

2 ページと 3 ページは、10 款 1 項教育総務費でございます。2 ページは令和 2 年度予算案の内容、3 ページは平成 31 年度の内容となっております。

内容を充実したものや新規事業を中心にご説明いたします。

教育総務費につきましては、令和 2 年度当初予算額は 17 億 3,988 万 8,000 円、前年度と比べまして、2 億 772 万 9,000 円の増額となっております。

主なものでございますが、3 目教育研究費中、教育ネットワーク運用管理事業、6,385 万 1,000 で、2,149 万 3,000 円の増額となっております。校務支援システムの更新年度であるための増額でございます。

4 目教育指導費中、英語教育推進事業につきましては、予算額 6,311 万 1,000 円、前年度と比べまして、2,276 万 6,000 円の増額でございます。外国語活動指導助手の増員と小学校 3 年生から 6 年生の時間数の増によるものでございます。

特別支援教育推進事業につきましては、予算額 1 億 2,328 万 7,

000円、前年度と比べまして、1,952万2,000円の増額となっております。特別支援教育ヘルパーの増員と医療ケアが必要な児童生徒のための派遣看護師を増員しております。

学力向上対策推進事業につきましては、予算額2億2,709万3,000円、前年度と比べまして、8,093万2,000円の増額となっております。放課後子ども教室、放課後寺子屋やまとを合わせて、全小学校で週5日開催いたします。

オリンピック・パラリンピック観戦事業は、新規事業であり、野球、ソフトボール、サッカーの観戦を通じて、子供たちに心に残る体験を提供いたします。予算額は680万6,000円でございます。

教育用コンピュータ整備事業につきましては、予算額3億4,650万7,000円、前年度と比べまして、2,098万6,000円の増額となっております。市内の中学校2年生の全教室にプロジェクターを整備する予算を計上しております。

4ページ、5ページは、2項小学校費でございます。

予算額は13億9,901万円、前年度と比べまして、21億3,091万円の減額となっております。

主な事業について説明させていただきます。

1目学校管理費中、小学校施設維持管理事業は4億5,407万6,000円、前年度と比べまして、3,127万4,000円の増額となっております。学校の維持管理に係る光熱水費の増加が主な増額の理由でございます。

2目教育振興費中、小学校学用品等就学援助事業につきましては1億9,418万1,000円、前年度と比べて、1,279万3,000円の減額となっております。受給見込者数の減少によるものでございます。

3目学校建設費中、小学校大規模改修事業は6,763万8,000円、前年度と比べまして、2億3,294万3,000円の減額となっております。桜丘小のプールろ過装置交換工事、柳橋小の給水設備改修工事を行うほか、小学校5校の防火シャッターを挟まれ防止機能のついたものに交換いたします。防火シャッターの改修工事は令和3年度までの2カ年で小中学校全ての防火シャッターを交換する予定でございます。

小学校防音設備整備事業は576万7,000円、前年度と比べまして、2億6,895万9,000円の減額となります。文ヶ岡小学校の復旧温度保持除湿工事設計業務委託を行います。

大野原小学校の防音設備整備事業（令和元～2年度継続費）でございますが、5,242万4,000円、前年度と比べまして、1,747万5,000円の増額となります。令和元年度から2年度にかけて校庭整備を行うものでございます。

文ヶ岡小学校防音設備整備事業（令和2～3年度継続費）でございますが、新規事業でございます。3,657万2,000円、2カ年の工期で空調設備の改修工事を行います。

北大和小学校増築事業は8,349万7,000円、前年度と比べまして、3,374万7,000円の増額となります。仮設プレハブ校舎の賃借料と増築並行防音工事に伴う付帯工事を行います。

中央林間小学校増築事業につきまして、継続費も含めて説明いたします。

中央林間小学校増築事業の予算額は1,005万6,000円、継続費は1億4,570万円となっております。令和3年度にかけて増築工事を行うものでございます。鉄筋コンクリート造の4階建て、防音仕様で、普通教室6室を整備するものでございます。

6ページ、7ページは3項中学校費でございます。

予算額は9億658万6,000円、前年度と比べまして、2億2,318万6,000円の増額となります。

主な事業について説明いたします。

1目学校管理費中、中学校施設維持管理事業2億4,916万5,000円、前年度と比べまして、1,765万1,000円の増額でございます。小学校と同様に学校の維持管理に係る光熱水費の増加が主な増額の理由でございます。

2目教育振興費中、中学校学用品等就学援助事業、1億1,307万8,000円、前年度と比べまして、1,520万9,000円の減額でございます。こちらも小学校の同事業と同様に受給見込者数の減少によるものでございます。

3目学校建設費中、中学校大規模改修事業は2,396万4,000円、前年度と比べまして、6,182万5,000円の減額でございます。渋谷中のプールろ過装置交換工事と3校の防火シャッター改修工事を行います。

中学校防音設備整備事業は1億3,625万8,000円、前年度と比べまして、9,519万9,000円の増額でございます。引地台中の復旧防音及び大規模改修工事の設計業務委託を行います。

鶴間中学校増築事業について、継続費も含めて説明いたします。

鶴間中学校防音設備整備事業の単年度分といたしまして、プレハブ校舎の賃借と本体工事に伴う付帯工事を行います。継続費分といたしましては1億7,842万6,000円でございます。令和3年度にかけて、校舎の改修工事を行います。

8ページ、9ページは4項社会教育事業費でございます。

予算額は13億5,815万8,000円、前年度と比べまして、1億1,431万3,000円の減額となっております。

2目青少年育成費でございますが、放課後子ども教室管理運営事業が、1項教育総務費の学力向上対策推進事業に組み込まれましたことからの皆減となっております。

10ページ、11ページは、5項保健体育費でございます。

予算額は18億425万9,000円、前年度と比べまして、1億6,108万5,000円の増額となっております。

3目学校給食管理費中、学校給食施設大規模改修事業でございますが、1億3,965万6,000円、前年度と比べまして、1億2,663万8,000円の増額でございます。南部調理場中規模改修工事、単独調理校空調機設置工事、中部調理場屋上防水工事等を行います。

学校給食設備整備事業8,372万2,000円、前年度と比べまして、2,060万円の増額でございます。

主な増額の理由は、3つの共同調理場の真空冷却機の更新等によるものでございます。

歳出の説明につきましては以上となります。

12ページからは歳入でございます。

15款－1項－7目教育使用料でございますが、令和2年度予算額は2,275万4,000円、前年度と比べまして、9万5,000円の減額となっております。主なものは、教職員の駐車場使用料でございます。

16款－1項－3目教育費国庫負担金の3,846万円、前年度と比べまして、1億6,786万1,000円の減額となっております。前年度に行いました、北大和小学校増築工事が終了したことが理由でございます。

16款－2項－6目教育費国庫補助金、2億4,245万3,000円、前年度と比べまして、3億7,711万2,000円の減額となっております。令和元年度に北大和小、大野原小と大きな工事があったことから小学校費補助金が大きく減額となっており、一方、鶴間中、引地台中の工事を行うため、中学校費補助金は増額となっております。

13ページに参ります。

17款-2項-8目教育費県補助金、6,148万8,000円、前年度と比べまして、4,375万4,000円の増額となっております。

教育総務費補助金中、放課後子ども教室推進事業補助金、オリンピック・パラリンピック観戦事業補助金が新規の補助金でございます。

続きまして、14ページをお開きください。

23款-1項-7目教育債でございます。

今年度の予算額は5億9,500万円、前年度と比べまして、10億8,650万円の減額となっております。ご覧のとおり、今年度に行います改修事業等に充当するものでございます。

15ページは、(5)令和2年度に設定いたします債務負担行為でございます。債務負担行為は期間と限度額を定めるものでございます。検診器具消毒委託以下、ご覧の14事項が令和2年度に設定する債務負担行為でございます。

16ページにつきましては、(6)継続費でございます。2カ年以上にわたる事業を行う場合に設定するものでございまして、年ごとの年割額を定めます。残額については、翌年度に繰り越して使うことができるものでございます。令和2年度につきましては、小学校費といたしまして2件、中学校費として1件、保健体育費として1件設定をいたします。

令和2年度大和市教育費予算案についての説明は以上でございます。

○柿本  
教育長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたら、委員の皆様からお願いいたします。青蔭委員、お願いいたします。

○青蔭  
委員

これからまだあとがございまして、このとおり予算措置がされるよう頑張っていたきたいと存じます。

○柿本  
教育長

ありがとうございます。

小松委員。

○小松  
委員

本当に毎年毎年、大変多くの予算を教育のために頑張ってお手当ていただいていると思います。

特別支援教育に特化して触れてしまうのもどうかということはありませんが、やはりヘルパーの増員とか、看護師を5人派遣というのは非常に素晴らしいことだと、これはなかなかできないことです。学校を訪問させていただいても、いろいろ医療的行為を必要としているお子さんの入学が増えてきているところで、そこに瞬時に対応していただいていると

いうところはやっぱりすばらしいと思います。看護師を5名というのは、それだけ需要が増えてきているのかとは思いますが、なかなか難しい中でやっていただいているということは、これは非常に喜ばしいことだと思いました。

学校の設備に関しましては、やはり学校回っておりますと、いろいろ、あそこが、体育館が、雨漏りがということもございます。やっぱり子供たちが長い時間生活する場所であります。まず、第一に安全と安心を考えながら、特に防火シャッターについても学校の中では、ちょっと危ないというようなお話を聞いておりますので、ぜひ、もちろんいろんな分野でということありますけれども、施設は本当にしっかりと安全を第一に考えてやっていきたい、やっていただきたいと思います。

これからまた頑張って予算措置がされるようやっていただければと思います。

○柿本 ありがとうございます。

教育長 ほかの委員よろしいですか。

森園委員、どうぞ。

○森園 私も2ページのいじめ等対策事業で、いじめに対する予算が明記されておりますけれども、いじめもそうですけれども、今一番大変だなと、私はつらつら思いますのは不登校でございます。不登校の原因の中にいじめが入っているんです。いじめがかなりのパーセンテージで入っていると私は理解しております。その不登校は今、青少年から青年に行き、そして問題になっているひきこもりに移っていく、そのためにこの不登校に対する予算が、どこに含まれているかちょっとお聞きしたいと思っております。

以上でございます。

○柿本 不登校関係の予算について。

教育長 新井青少年相談室長。

○新井 2ページ、5目青少年相談費の、青少年相談・街頭補導事業と不登校児童生徒援助事業が不登校対策の予算になります。

相談室長

○森園 わかりました。小松委員がおっしゃったように、看護師を5人も支援のために予算に入れたのはすばらしいということで、私も同感ではございますが、全体的に見たときに、この不登校の対策はもう本当に重要懸案だと私は思っておりますので、今、先ほども申し上げましたように、先生方が本当に学業以外に大変な思いをなさっているというのは、不登校の子供に対する対策なのです。学校訪問のときにいつも感じておりま

したけれども、先生方が本当に朝、それから帰り、そして、来てくださった、来る気になった子供たちへの対応で大変な時間を割かれてしまいます。そんな部分で、不登校に対するためのそのような支援事業というものは、別枠でとっていただくと大変ありがたく、これからの教育行政で重点的に対応していただきたく考えております。

以上です。

○柿本 ありがとうございます。ご意見として承っておきます。  
教育長 ほかによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ほかはないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第9号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第9号は可決いたしました。

次に、日程第9(議案第10号)「県費負担教職員の管理職人事について」は、議事運営上の都合により日程を変更し、その他の後に審議することといたします。

#### ◎その他

○柿本 それでは、その他に入ります。

教育長 「大和市教育委員会の会議における報告事項に関する申合せに基づく報告について」。

溝口学校教育課長。

○溝口 通学路の安全対策に係る要望とその対応状況についてご報告いたします。  
学校教育

課長 初めにお時間頂きまして、先月の定例会におきまして、西鶴間小学校から提出された路面標示についての要望に対して、所管課から「市からも要望しますが、地域からも要望願います」との回答があったことについて、その回答の趣旨についてご質問がございました。

所管課へ確認をしたところ、学校を含め、様々なところからの働きかけで素早い対応を促したいため、このような回答にしたということでございます。今後、同様の対策について、市以外からの対応を記載してもらおうよう所管課に依頼をいたしました。

それでは、報告に入らせていただきます。

通学路の安全対策として、信号機や横断歩道、また道路標示に関して

の要望がありました。

上和田小学校、福田小学校、柳橋小学校、渋谷小学校、南林間小学校について、関係各課からの回答でございます。まだ各課からの回答がそろっていない学校、若干ございますが、来月の定例会で報告をさせていただく予定でございます。

以上です。

○柿本 教育長 この件について何かございますか。  
森園委員。

○森園 委員 それぞれの対応の回答を見させていただいたのですけれども、この前も申し上げたのですけれども、学校と地域との話し合いというのは、この交通問題、子供たちの通学路は特にとても必要なのです。その辺について、どんな形での連絡をとっているのでしょうか。お聞きしたいと思いません。

○柿本 教育長 溝口学校教育課長。

○溝口 学校教育課長 学校に通学路の安全確認については毎年依頼をしていただいておりますけれども、点検のときに学校の職員、それからPTAが入るところ、それから自治会に入っていただくところ、様々な方々に通学路点検として参加をさせていただいております。この報告はそのように学校から情報が毎年上がっております。

○森園 委員 それでは、この回答はもう学校に伝わっているということでしょうか。

○柿本 教育長 溝口学校教育課長。

○溝口 学校教育課長 学校教育課からは学校に回答させていただいて、その中で地域の方からも要望ということで回答を送らせていただいております。

○森園 委員 分かりました。

と申しますのは、8ページ、南林間小のその他で西北自治会No. 13の通学路の歩道にリサイクルステーションがあって、子供の通行に妨げになっているという提案があって、その回答としては、それは自治会と相談してくださいとありましたけれども、今だかつて一度も学校からはこのような形で要望を提出しているというお話はございません。ですので、私どもは、その辺を違うところからリサーチしました。このように回答があったときには必ず自治会に連絡していただきたいと思いません。

以上でございます。

○柿本  
教育長 ほかにございますか。  
前田委員。

○前田  
委員 確認したいことがありまして、2ページの上和田小学校の樹木、植込みの剪定で、枝が伸びて視界が悪い、これ子供たちが通るときに視界が悪いということで、これは対応を学校教育課から回答があって、その内容は「直接土地の所有者に要望をお伝えください」となっています。一方、8ページ、南林間小学校の下から2つ目、樹木、植込み剪定のところでは、一旦停止の看板が民間の植栽で見えづらい、これは車の運転する人たちから見て見えづらいから、道路安全対策課が対応して、これは民地の植栽については所有者へ剪定の依頼を実施しましたとあります。同じ剪定でも対応課も違うし、対応の仕方も違います。子供たちも通学路通るときと、運転手から見た、一旦停止の看板が絡んでいるということで対応が違うということなのではないでしょうか。

○柿本  
教育長 溝口学校教育課長。

○溝口  
学校教育  
課長 おっしゃるとおりでございます。

○前田  
委員 私は学校教育課の対応が、直接土地の所有者に要望をお伝えくださいというのが不親切だと思いました。道路安全対策課では自ら剪定の依頼を実施しています。対応に差がありますので、できるだけ、対応のする課は違っても対応の内容は同じに、子供たちにとっては、どちらも同じだと思いますので、同じように対応をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○柿本  
教育長 溝口学校教育課長。

○溝口  
学校教育  
課長 今後対応については丁寧に対応させていただくように改善をしていきたいと思っております。

○柿本  
教育長 ほかにございますか。  
青蔭委員。

○青蔭  
委員 前田委員がおっしゃるとおり、要望の内容が対車なのか、対人間なのか、どちらがウエートを置くのかということだと思います。つまり、日本の国は車よりも人間というものを大事にしているわけですから、だとするならば、よその国と違って、道路交通法もあるけれども、でもやっぱり

第一に人間が大事ということですから、その事細かに所有者も、うちも一度ございましたが、1回お会いして、何ゆえにこういうことが起きているのか、何ゆえにこういうことが陳情されているのかよくお話を頂いて、ご理解が頂けなければご理解が頂けるように、るるご説明をして、ご説明した挙句、もしそれについて嫌だ、あるいはまただったりするならば、何らかの方法でそれを改善するという方向に持っていかないと、民地に対してなかなか難しいではありませんか。そこもきちんと精査をして、子供たちのためにということをやっぱり大前提として、この要望はなされたことに対してしっかりとした方針をとっていただきたい。かように思います。

○柿本  
教育長

ありがとうございました。

ほかによろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、予定されております報告は以上でございますが、ほかにも事務局より何かございますか。

委員の皆様から何か。よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、3月の会議の日程をお知らせいたします。

3月定例会は、3月26日木曜日午前10時からを予定しております。

それでは、先ほど日程変更いたしました日程第9(議案第10号)は非公開とすべき人事案件として審議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、日程第9(議案第10号)は非公開といたします。

関係者以外の退室をお願いいたします。

なお、関係者として、教育部長、教育総務課長、学校教育課長を指定します。

それでは、暫時休憩といたします。

(休憩)

(非公開の審議)

◎閉会

○柿 本 以上で本日の日程は全て終了いたしました。  
教育長 これにて、教育委員会 2 月定例会を閉会いたします。

閉会 午後 11 時 38 分